

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部文化振興課（三浜文化会館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【文化振興課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 使用料について、文化会館の取扱いに準じて原則として減免を行わず、例外的に、過去からの経緯を考慮して、本会館の前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた塩浜地区の青少年が所属する6団体について減免すると判断してきた。このような経緯を知らない職員でも公正に判断できるよう、これまでに減免処分をした事例の減免事由を整理し減免基準を定めるとともに、手続についてもより明確になるよう使用料減免の取扱いに関する「三浜文化会館使用料減免に関する要領」を作成した。</p>
<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 減免決定に係る起案文書には、減免する使用料の額と減免事由を明瞭に記載することを徹底した。</p>

<p>(1) 減免基準の整備について</p> <p>三浜文化会館においては、文化会館における取扱いに準じて原則として使用料の減免は行わない方針としており、そのため減免基準を設けていない。使用料を減免することが市民の芸術文化活動のより一層の推進に資する場合はないか、他の文化施設の状況を調査のうえ、現在の方針の妥当性について検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>本会館においては、前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた団体で一定の条件を満たすものを除いては使用料の減免は行っていない。使用料の減免により市民の芸術文化活動のより一層の推進を図ることができないか調査するため、中核市の文化施設24施設を対象に調査を行ったところ、12施設において障がい者が半数以上の団体が使用するときには使用料を減免する事例があった（駐車場のみ減免は2施設）。本会館においても障がい者が利用する場合に使用料の減免ができないか研究するとともに、このほかにも芸術文化活動の推進に資する減免の取組事例がないか引き続き調査していきたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>本会館においては、前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた団体で一定の条件を満たすものを除いては使用料の減免は行っていない。使用料の減免により市民の芸術文化活動のより一層の推進を図ることができないか調査するため、中核市の文化施設24施設を対象に調査を行ったところ、12施設において障害者が半数以上の団体が使用するときには使用料を減免する事例があった（駐車場のみ減免は2施設）。また、その後の調査の結果、小中学生を対象にした減免事例が何件か見受けられたほかは、芸術文化活動の推進に資する減免の取組事例は、見受けられなかった。本会館においては、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に併せて、障害者が利用する場合に使用料の減免ができないか引き続き研究するとともに、小中学生等子供の文化芸術活動の推進につながる減免の取組事例について研究を深めていきたい。</p>